

古川テニスクラブ会則

第1条（名称）本会は、『古川テニスクラブ』と称する。

第2条（目的）本会は、テニスを通じて会員相互の親睦とその技術の向上を図ると共に、大崎市におけるテニスの普及発展及び社会体育の振興に寄与することを目的とする。

第3条（事業）本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 練習会（練習、試合、遊び等）
- (2) テニスの普及、振興及び指導
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第4条（事務所）本会の事務所は、会長の住所に置く。

第5条（組織）本会は、第2条の目的に賛同する会員をもって組織する。

第6条（会員の義務）本会の会員は定められた会費を納入しなければならない。

- 2) 会員は役員を助け、何らかの形で会運営に協力しなければならない。

第7条（加入・脱退）本会に加入しようとする者は、所定の加入申込書に必要事項を記入し、会費を添えて会長に提出しなければならない。

- 2) 本会を脱退しようとする者は、その旨を会長に届けなければならない。なお、会費は返却しないものとする。

第8条（役員）本会に次の役員を置き、会員の互選によって選出する。

会長1名 副会長2名 会計若干名 総務若干名 監事若干名

第9条（役員の選出）役員は、総会において選出する。

第10条（役員の職務）会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 会計は、本会の費用の管理を行なう。
- 4) 総務は、テニスコートの確保と会員への諸連絡を主な職務とする。
- 5) 監事は、会計を監査する。

第11条（役員の任期）役員は、1年とする。但し、再任は妨げない。

- 2) 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

第12条（顧問・参与）本会に顧問・参与を置くことができる。

- 2) 顧問は総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3) 参与は会長が委嘱し必要に応じ意見を聞くことができる。

第13条（会議）本会の会議は、総会、役員会とする。

- 2) 総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。
- 3) 役員会は、会務の審議及び運営の円滑化を図るため、必要に応じ開催する。
- 4) 会議は会長が召集し、議長は出席者より選出する。

第14条（総会）総会は、次の事項を議決する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 事業に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他役員会で必要と認めたこと。

第15条（役員会）役員会は、概ね次の事項を議決する。

- (1) 第3条に定めた事業に関する具体的なこと。
- (2) 総会に付議すること。
- (3) その他会長が必要と認めたこと。

第16条（経費） 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第17条（会費） 会費は総会にて決定し、会員はその会費を納入するものとする。

第18条（決算及び監査） 本会の会計は、毎年度末に決算して監事の監査を受けなければならない。

第19条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条（その他） この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が別に定める。

第21条（附則） この規約は2009年4月1日から効力を生じる。

以上